

(仮称) 調布市下水道総合ビジョン策定支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

(仮称) 調布市下水道総合ビジョン策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）実施要領（以下「実施要領」という。）は、「調布市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、(仮称) 調布市下水道総合ビジョン策定支援業務委託（以下「本業務」という。）事業者候補選定について、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 件名

(仮称) 調布市下水道総合ビジョン策定支援業務委託

(2) 業務の目的

調布市（以下「本市」という。）では、調布市下水道総合計画（計画期間：平成23年度から平成32年度まで）に基づき、下水道事業を推進しており、現在、計画の更新時期を迎えている。

計画の更新に当たっては、国からの「経営戦略」の策定推進要請、国の計画である新下水道ビジョンの視点等を踏まえ、将来にわたり持続的な下水道事業を推進していくため、下水道分野のマスタープランとして、名称を(仮称) 調布市下水道総合ビジョン（以下「総合ビジョン」という。）に改め全面的に内容を刷新する予定である。

このため、本業務は、コンサルタントの有する経験や知見に基づき、総合ビジョンの策定を円滑かつ効果的に進めるために必要な支援を得ることを目的とする。

(3) 委託期間（業務期間）

平成31年1月下旬から平成33年3月29日までの期間（それぞれ単年度契約）を想定しているが、単年度契約の更新はあくまで契約後の履行状況に応じたものであり、本業務に係る委託事業者の候補選定はそれを約するものではない。

(4) 業務の内容等

以下に掲げる事項について、随時市と緊密に協議を行い、コンサルタントの有する経験や知見に基づき、総合ビジョンの策定を円滑かつ効果的に進めるために必要な支援を行う。

なお、詳細は別紙1のとおりとする。

ア 業務実施計画の調整【初年度】

イ 現状分析【初年度】

ウ 将来予測、財政・投資計画の整理

【将来の収益見込みの試算及び将来の更新投資の整理は初年度、それ以外は翌年度以降】

エ 経営方針及び経営目標の設定【翌年度以降】

- オ 施策内容の検討【事例調査は初年度，それ以外は翌年度以降】
- カ 年次別実行計画の検討支援【翌年度以降】
- キ P D C Aサイクルに関する検討【翌年度以降】
- ク 総合ビジョンの策定【翌年度以降】
- ケ 策定体制の企画運営支援【翌年度以降】
- コ 打合せ協議【初年度・翌年度以降】

(5) 他の業務の想定スケジュール

前項(4)に関連し，現時点で並行して進めている他の業務の想定スケジュールは，別紙2のとおりである。

(6) 見積限度額（予算）

款 05 総務費 項 05 総務管理費 目 05 一般管理費

大 05 管理事務費 中 05 経営基盤整備費 小 05 公営企業会計適用支援等委託料

全体額 28,400,000円（税抜き）

うち平成30年度見積限度額 5,717,000円（税抜き）

※本事業は，各年度ごとに調布市議会において予算等の必要な事項が承認されることを前提とする。予算確保ができなかった場合は，本事業は実施しない。

※本事業は，単年度契約を2回更新することを予定しているが，次年度以降については，履行状況，予算状況等を勘案して更新しない場合がある。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 応募資格

（仮称）調布市下水道ビジョン策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルへ応募する事業者（以下、「応募事業者」という。）は申込み時において，次に掲げる条件を全て満たしていること。

(1) 次に掲げるいずれかの営業種目において，調布市での競争入札参加資格を有していること。

ア 都市計画・交通関係調査業務

イ 土木・水系関係調査業務

ウ 市場・補償鑑定関係調査業務

(2) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 競争入札参加資格審査申請において，提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

- (5) 調布市暴力団排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (6) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (7) 相互に資本関係又は人的関係にあるものが本プロポーザルに参加していないこと。
- (8) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録（下水道）を受けていること。
- (9) 下記に示される同種業務について、過去5年以内（平成26年4月1日～平成30年3月31日）に受注した国又は地方公共団体発注（日本下水道事業団による発注分を含む）の同種業務の全ての業務の完了実績を1件以上有すること。
 - ア 下水道事業における下水道ビジョン策定業務又は改訂業務
 - イ 下水道事業における経営戦略又は経営計画策定業務
- (10) 本業務の特性を考慮し、下水道事業、公営企業会計、経営戦略のそれぞれについて、専門的知識と経験を有する下記に示される要件を満たす技術者を配置する。

ア 技術者の共通要件

管理技術者、担当技術者及び照査技術者をもって、本業務を実施させるとともに、下記に示される同種業務について、過去5年以内（平成26年4月1日～平成30年3月31日）に受注した国又は地方公共団体発注（日本下水道事業団による発注分を含む）の同種業務のいずれかの業務の受注実績（管理技術者については、全ての業務の完了実績）を1件以上有すること。

なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者の各々について同一の者が兼務することはできない。

- (ア) 下水道事業における下水道ビジョン策定業務又は改訂業務
- (イ) 下水道事業における経営戦略又は経営計画策定業務

イ 技術者の個別要件

(ア) 管理技術者

本業務の管理技術者は、技術士（総合技術監理—上下水道—下水道）の資格を有する常勤の正規雇用者とし、技術上の管理責任者として、十分な技能と経験を有する者でなければならない。なお、本業務の遂行に支障をきたすと認められた時には、本市は管理技術者の変更を求めることができる。

(イ) 担当技術者

本業務の担当技術者は、常勤の正規雇用者でなければならない。なお、本業務の遂行に支障をきたすと認められた時には、本市は担当技術者の変更を求めることができる。

(ウ) 照査技術者

本業務の照査技術者は、業務全般にわたり照査を行うことができる専門知識及び経験を有す

る常勤の正規雇用者でなければならない。なお、本業務の遂行に支障をきたすと認められた時には、本市は照査技術者の変更を求めることができる。

- (11) 本市が標準書式として使用している別紙3の委託契約書の契約条項を遵守できること。

5 募集内容

(1) 募集方法

市ホームページの以下の箇所への掲載及び下水道課窓口（調布市役所8階）配布により平成30年11月8日（木）から平成30年11月21日（水）正午まで募集を案内する。

[トップページ](#) > [産業・しごと](#) > [入札・契約](#) > [プロポーザル情報](#) > [実施中の案件](#)

(2) 応募方法

応募事業者は、以下の書類を必要部数用意し、平成30年11月9日（金）から平成30年11月21日（水）正午までに下水道課窓口へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。

提出書類	部数
①参加申込書 (様式1)	正本 1部
②会社概要 (様式2)	正本 1部 副本 7部
③業務実績書 (様式3) ※契約書等の写し（件名・履行期間がわかる部分）を添付すること。	
④実績・経歴書 (様式4) ※「4 応募資格（8）」に定める資格を証明する書類の写し、及び正規雇用であることを証明するもの（健康保険証等の写し）を添付すること。	
⑤見積書（様式任意/A4判横） ※「2 業務概要（4）業務の内容等 ア～コ」に定める項目毎に積算内訳を記載すること。	

※ 各一式をA4ファイルに綴り、表紙及び背表紙に「(仮称) 調布市下水道総合ビジョン策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル参加申込書」の名称（正本のみ会社名も表記）を記載すること。また、提出書類は番号順にインデックスタブをつけること。

なお、②以降の提出書類は、事業者名・代表者名・所在地など応募事業者が類推される記載を避けること。

(3) 参加資格審査及び結果通知

応募事業者の参加資格を審査し、その結果を全応募事業者に対して、平成30年11月22日（木）に電子メールで通知する。

なお、参加資格を満たしていないと判断された応募事業者は、その理由について、平成30年11月27日（火）正午（必着）までに質問書（様式5）／提出は電子メール可）にて説明を求めることができる。

(4) 企画提案

参加資格を満たすと判断された事業者（以下「参加事業者」という。）は、以下の書類を必要部数用意し、平成30年12月3日（月）正午までに下水道課窓口へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。

提出書類	部数
①企画提案提出書（様式6）	正本 1部
②企画提案書概要（様式7）／A4判縦・両面1枚2ページ以内） <ul style="list-style-type: none"> ・総合ビジョン策定に当たり、下水道事業と経営戦略のそれぞれについて考慮すべき点を記載すること。 ③企画提案書（様式任意／A4判縦・両面5枚10ページ以内） <p>「2 業務概要」を踏まえ記入すること。なお、作成にあたっては必ず以下の内容を盛り込み、プレゼンテーションの時間内で全てのページを説明できるようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実施方針（別紙1委託業務内容詳細の業務内容(2)～(9)の項目毎に記載すること） ・本業務の進行管理及び本市との効果的な連携の考え方（2ページ以内） ・その他本業務を実施するうえでの特徴的な取組（該当があれば記載） ※企画提案書作成にあたっての留意点 <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書の枚数は、表紙及び裏表紙を除く。 ・横書き・文字サイズ10.5pt以上（図表等に含まれる文字を除く） ・A3判横の用紙を折り込む場合には、片面1ページにつきA4判1枚2ページ相当とみなす。 ・表紙及び裏表紙を除き、各ページ下部にページ番号を記載 ・表紙には「(仮称) 調布市下水道総合ビジョン策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書」のみ記載 	正本 1部 副本 7部
④工程表（様式任意／A3判横・片面1枚1ページ） <p>「2 業務概要（4）業務の内容等」に定める項目毎に記載すること。</p>	

※ 提出書類は、以下の点を満たすものであること。

ア 提出書類の内容は、参加事業者が責任をもって履行できる内容であること。

イ 「2 業務概要」に記載のない事項であっても、参加事業者の判断により本業務に必要な

と思われる業務がある場合、提案できるものとする。なお、「2 業務概要」は必要最低限度の要件を定めたものであるため、内容を満たす代替提案についても認めるものとする。ただし、その経費は見積額に含めるものとする。

ウ ①企画提案提出書以外の書類は、事業者名・代表者名・所在地など参加事業者が類推される記載を避けること。

エ 提出書類は番号順にインデックスタブをつけること。

(5) 質問・回答

応募事業者又は参加事業者からの質問は、質問書（様式5）に記入のうえ以下の期間にて電子メールにより受け付ける。

回答は、応募に必要なと判断される質問のみについて行うこととし、以下の回答期日までに随時市のホームページに掲載する。なお、応募に必要ないと判断した質問の場合はその旨を回答する。また、質問が応募に必要なと判断しがたい場合は、当該質問を行った事業者に質問主旨を確認することがある。

①応募方法及び参加資格（業務内容等）に関する質問	
質問受付期間	平成30年11月8日（木）～平成30年11月14日（水）正午
回答期日	平成30年11月15日（木）
②企画提案に関する質問	
質問受付期間	平成30年11月8日（木）～平成30年11月26日（月）正午
回答期日	平成30年11月28日（水）
③参加資格審査結果に関する質問	
質問受付期間	平成30年11月22日（木）～平成30年11月27日（火）正午
回答期日	平成30年11月28日（水）
④事前審査結果に関する質問	
質問受付期間	平成30年12月12日（水）～平成30年12月14日（金）正午
回答期日	平成30年12月19日（水）
⑤本審査結果に関する質問	
質問受付期間	平成31年1月4日（金）～平成31年1月9日（水）正午
回答期日	平成31年1月16日（水）

6 審査概要

企画提案書を提出した参加事業者について、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーション審査（以下、「本審査」という。）により総合的に判断し、本業務の委託事業者候補を選定するものとする。

(1) 審査委員会

本審査は、別に定める要領により「(仮称)調布市下水道総合ビジョン策定支援業務委託に係る

公募型プロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)を設置し行う。なお、委員会には委員長及び副委員長を置く。

(2) 委員構成

委員会委員(以下「委員」という。)は、環境部長1人、環境部下水道課長1人、環境部環境政策課長1人、行政経営部政策企画課長1人、行政経営部行財政改革課長1人、行政経営部財政課長1人の6人以内で構成する。

(3) 審査方法

ア 事前審査

(ア) 参加事業者が6者以上であった場合、委員会において企画提案書等の書類審査(以下「事前審査」という。)を行い、得点の高い順に上位5者までを書類及びプレゼンテーション審査(以下「本審査」という。)の対象とする。なお、参加事業者が5者以下であった場合、事前審査は行わない。

(イ) 事前審査の結果は、参加事業者に対し、平成30年12月12日(水)までに書面及び電子メールで通知(発送)する。

(ウ) 事前審査を通過しなかった事業者は、審査結果について、平成30年12月14日(金)正午までに質問書(様式5)／電子メールでの送信可)にて説明を求めることができる。

イ 本審査

(ア) 事前審査を通過した上位5者(参加事業者が5者以下であった場合は、全参加事業者)に対して、委員会において本審査を平成30年12月21日(金)に実施する。

なお、事前審査を通過した事業者が本審査への参加を辞退した場合、事前審査を通過しなかった下位の事業者の繰り上げは行わない。

(イ) プレゼンテーションにおいては、企画提案時の提出書類のみを用いて20分以内で参加事業者が内容説明を行い、その後に委員との間で質疑応答を行う。なお、出席者は5人以内とし、説明は、本プロポーザルの提出書類に記載した管理技術者又は担当技術者が行うものとする。

(ウ) 参加事業者が1者であった場合でも審査を行うものとする。

ウ 審査基準

委員は、以下の項目で加点方式により提案内容を総合的に評価する。なお、審査基準の詳細は別途定めるものとする。

評価項目	評価視点	
①業務実績及び実施体制	1	参加事業者の同種業務実績等
	2	管理技術者の同種業務実績・資格保有数等
	3	担当技術者の同種業務実績・資格保有数等
	4	照査技術者の同種業務実績・資格保有数等
②本市の特性を踏まえた業務内容の分析力	5	(2)現状や課題分析は、一般論ではなく本市の特性を踏まえ、具体性を備え、現状や課題を適切に捉えた分析を行うことが望めるか
	6	(3)将来予測や財政・投資計画の整理で特に必要な公営企業会計による分析について、本市職員を積極的に支援できることが望めるか
③企画提案能力及び創造性	7	企画提案書概要のビジョン策定に当たっての考慮すべき点について、評価できる提案がなされているか
	8	(4)経営方針及び経営目標の設定、(5)施策内容の検討、(6)年次別実行計画の検討支援において、具体性を備え、評価できる提案がなされているか
	9	(7)PDCA サイクルに関する検討、(8)総合ビジョンの作成や(9)策定体制の企画運営支援において、具体性を備え、評価できる提案がなされているか
	10	企画提案書の本業務の進行管理及び本市との連携の考え方について、具体性を備え、評価できる提案がなされているか
	11	工程表は、合理性・明確性及び実現性が確保されているか
	12	企画提案全般について、専門的・複雑な内容をわかりやすく伝えているか
	13	その他企画提案全般について、評価できる提案がなされているか (企画提案書にその他の特徴的な取組が記載されている場合を含む)
④プレゼンテーション内容	14	説明は、わかりやすく説得力があるか
※本審査のみ	15	質疑に対し、意図を把握し的確に応答しているか
⑤見積額		

エ 最低基準

なお、本業務の委託事業者候補の選定にあたっては、評価得点に最低基準を設け、参加事業者の評価得点が基準に満たないときは、当該参加事業者を委託事業者候補として選定しない。なお、最低基準の詳細は審査基準の中で別途定めるものとする。

オ 委託事業者候補の選定

- (ア) 各委員は、評価得点の高いものから参加事業者の順位を定めるものとする。
- (イ) (ア)の結果、複数の参加事業者において評価得点が同点となった場合には、各委員は総合的な評価により、当該参加事業者の順位を定めるものとする。
- (ウ) (ア)及び(イ)により、委員から最も多く第1位の順位を獲得した参加事業者を委託事業者候補として選定する。なお、複数の参加事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該参加事業者において第2位の順位獲得数の多い参加事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該参加事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い参加事業者を上位とする。
- (エ) 複数の参加事業者から応募があった場合は、第2位の順位以下についても順位を定めるものとする。
- (オ) 委託事業者候補選定後、上位の参加事業者が辞退又は失格となったときは、下位の参加事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

カ 審査結果の通知

- (ア) 本審査を行った全参加事業者に対して、平成31年1月4日（金）までに審査結果を電子メールで通知する。
- (イ) 審査結果に関する問い合わせ
参加事業者は、審査結果について、平成31年1月9日（水）正午までに質問書（様式5）電子メールでの送信可）にて説明を求めることができる。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

7 契約

- (1) 選定の結果、第1位となった候補者と本業務の契約締結に向けた調整を行う。ただし、下記のいずれかに該当し契約締結ができない場合には、次の順位の候補者と調整を行う。
 - ア 審査後に本要領に定める要件を満たすことができなくなった場合
 - イ 契約締結に向けた調整が成立しない場合
 - ウ 本契約の締結を辞退した場合
 - エ その他の理由により契約締結ができなくなった場合
- (2) 本プロポーザルは企画・提案能力のある事業者を選定するものであるため、契約締結に向けた調整の際に、改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成し、見積書を徴し、本市総務部契約課での手続

きを経て本業務の契約を締結する。なお、契約締結に向けた調整には、本実施要領及び提出書類の趣旨を逸脱しない範囲での内容変更等の協議も含まれる。この際、本プロポーザルの提出書類に記載した配置予定技術者は原則として変更できないが、やむを得ない理由により変更を行う場合には、提出書類と同様の書類を提出し、同等以上の技術者であるという本市の承認を得なければならない。

8 日程（予定）

年 月 日	事 項
平成30年11月8日（木）	公示・募集開始日
平成30年11月8日（木）	応募方法及び参加資格に関する質問受付開始日
平成30年11月14日（水） 正午	応募方法及び参加資格に関する質問受付締切日
平成30年11月15日（木）	応募方法及び参加資格に関する質問回答期日
平成30年11月9日（金）	参加申し込み開始日
平成30年11月21日（水） 正午	参加申し込み締切日
平成30年11月22日（木）	参加資格審査結果通知日
平成30年11月22日（木）	参加資格審査結果に関する質問受付開始日
平成30年11月27日（火） 正午	参加資格審査結果に関する質問受付締切日
平成30年11月28日（水）	参加資格審査結果に関する質問回答期日
平成30年11月8日（木）	企画提案に関する質問受付開始日
平成30年11月26日（月） 正午	企画提案に関する質問受付締切日
平成30年11月28日（水）	企画提案に関する質問回答期日
平成30年11月26日（月）	企画提案書等受付開始日
平成30年12月3日（月） 正午	企画提案書等受付締切日
平成30年12月11日（火）	事前審査（書類審査）実施日
平成30年12月12日（水）	事前審査結果通知期日
平成30年12月12日（水）	事前審査結果に関する質問受付開始日
平成30年12月14日（金） 正午	事前審査結果に関する質問受付締切日
平成30年12月20日（木）	事前審査結果に関する質問回答期日
平成30年12月21日（金）	本審査（書類及びプレゼンテーション審査）実施日
平成31年1月4日（金）	本審査結果通知期日
平成31年1月4日（金）	本審査結果に関する質問受付開始日
平成31年1月9日（水） 正午	本審査結果に関する質問受付締切日
平成31年1月16日（水）	本審査結果に関する質問回答期日

9 参加の辞退

本件の参加申し込み後に参加を辞退する場合には、速やかに環境部下水道課に連絡のうえ、「参加辞退届（様式8）」を書面持参又は郵送（必着）により環境部下水道課に提出すること。

10 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（以下「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開とされていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。

ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容、方法等

本件プロポーザルの募集内容、選定結果について、ホームページ等で公表する。ただし、候補順位が2位以下の事業者名及び審査委員ごとの評価点の項目別内訳は公表しない。

11 その他

- (1) 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。
- (2) 提出書類等は、本プロポーザルに必要な範囲で複製をすることがある。
- (3) 契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できないものとする。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。
 - ア 「4 応募資格」に記載した条件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があると市が認めた場合は、この限りでない。
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - エ 見積額が見積限度額を超える場合
 - オ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合
 - カ 審査の公平性を害する行為があった場合
 - キ 談合その他不正行為があった場合
 - ク 提出書類に不備がある場合

- ケ 書類等の提出，回答，報告等，市の必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- (4) 本プロポーザルの応募に際して要した費用は，全て事業者の負担とする。
 - (5) 事業者からの提案は，1提案とする。

12 問い合わせ先

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1 調布市役所 8階

調布市 環境部 下水道課（担当）庶務係：高橋 施設管理係：宮地

電話：042-481-7228・7230 FAX：042-481-7550

窓口受付時間：午前9時～正午，午後1時～午後5時（土日祝日を除く）

電子メールアドレス：gesui@w2.city.chofu.tokyo.jp